

## 山形県建築関係建設コンサルタント業務委託料積算基準の運用

令和6年10月  
山形県県土整備部建築住宅課営繕室

## 1. 目的

本運用は、山形県建築関係建設コンサルタント業務委託料積算基準に定められた内容についての運用を図るもので、適切な設計業務等委託料の積算に資することを目的とする。

## 2. 共通項目

## ○端数処理

委託料を算定する際の端数処理については以下のとおりとする。

## (1) 直接人件費

イ) 標準業務人・時間数並びに図面一枚あたりの所要工数及び平均所要工数の算定については、計算結果の小数第2位を切捨てる。

ロ) 直接人件費の計算結果は、一円未満を切捨てる。

## (2) 諸経費、技術経費、特別経費及び現場監理経費

一円未満を切捨てる。

## (3) 消費税等相当額を除いた委託料

上記(1)、(2)による計算結果の合計金額について、一万円未満を切捨てる。

## (4) 契約変更における消費税等相当額を除いた委託料

契約変更における消費税等相当額を除いた委託料については、上記(3)によらず、千円未満を切捨てる。

$$\text{契約変更における委託料 (税抜き)} = \frac{\text{変更後の設計金額 (税抜き)}}{\text{当初の設計金額 (税抜き)}} \times \frac{\text{当初の契約金額 (税抜き)}}{\text{当初の設計金額 (税抜き)}}$$

例：当初の設計金額 7,740,000円 (税抜き)

当初の契約金額 6,670,000円 (税抜き)

変更後の設計金額 8,930,000円 (税抜き)

$$\begin{aligned} \text{契約変更における委託料 (税抜き)} &= 8,930,000 \times (6,670,000 / 7,740,000) \\ &\doteq 7,695,490.9 \rightarrow \underline{7,695,000 \text{円}} \end{aligned}$$

## 3. 設計業務

## ○一般業務の考え方

一般業務については、そのすべてを委託するものとし、対象外業務率は設定しない。

## ○特別経費

以下の項目に該当する場合を除き、計上しない。

## (1) 出張旅費

県内に営業所を有しない受託者に随意契約をする場合。

ただし、特記に打合せ回数、時期、1回あたりの出席者数等を明記する。

なお、旅費の算定は「県職員等の旅費に関する条例」等の規定を準用する。

## (2) 特許、意匠使用料

使用する特許及び意匠の詳細を特記に明記する。

## (3) 特殊な模型、パース

「特殊な模型、パース」は、スタディ模型、A3程度のパース以外のものとする。

(4) アスベスト含有分析等調査

アスベスト含有分析等の専門調査を行う場合、対象物を特記に明記する。

(5) 委託金額 500 万円以上の業務委託については、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) の業務カルテ登録経費として、以下の登録料金を計上する。

- |                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| ①委託金額 500 万円以上 2,500 万円未満 | 1 件当たり 7,810 円 (税抜き) |
| ②委託金額 2,500 万円以上          | 1 件当たり 8,600 円 (税抜き) |

#### 4. 工事監理業務

○一般業務の考え方

一般業務については、品質管理に関する業務を委託するものとし、対象外業務率の設定に当たっては、官庁施設積算要領別表 2-4 に掲げる標準的な対象外業務細分率を用いて設定する。

なお、官庁施設積算要領別表 2-3 に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目、および標準的に一部が委託業務の範囲外となる業務内容の項目は、官庁施設積算要領第 3 章 2. 2 による。

○特別経費

県内に営業所を有しない受託者に随意契約をする場合、受託者の滞在費、打合せ旅費等を実状に合わせて計上する。

ただし、特記に常駐人数、打合せ回数、1 回あたりの出席者数等を明記する。

なお、旅費の算定は「県職員等の旅費に関する条例」等の規定を準用する。

#### 5. その他

各種取扱いについて、別添「官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について (通知)」(令和 6 年 3 月 26 日付け国営整第 211 号) を参考にする。

なお、難易度係数による補正、複合建築物の算定方法については、「業務報酬基準ガイドライン (建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について) (2024 年告示第 8 号版)」(編集: 業務報酬基準検討委員会、発行: 公益社団法人 日本建築士会連合会) によることができる。

国営整第70号  
平成21年7月1日  
一部改定 国営整第38号  
平成24年6月1日  
一部改定 国営整第165号  
平成31年1月21日  
一部改定 国営整第210号  
平成31年3月28日  
一部改定 国営整第161号  
令和6年1月9日  
一部改定 国営整第211号  
令和6年3月26日

大臣官房官庁営繕部整備課長 殿  
各地方整備局営繕部長 殿  
北海道開発局営繕部長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

大臣官房官庁営繕部整備課長

#### 官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について（通知）

官庁施設の設計業務、工事監理業務等の委託に係る業務委託料の積算については、平成21年4月1日付国営整第1号及び第3号（最終改定令和6年1月9日付国営整第159号及び令和6年3月26日付国営整第210号）により通知したところであるが、その運用にあっては下記に留意し、設計業務等の適正な発注に努められたい。

#### 記

##### 1. 「第1章 総則」関係

##### 2. 1 (1)～(3)一般業務及び追加業務

官庁施設の設計業務等積算要領（以下「積算要領」という。）第2章において定めている業務人・時間数の算定方法は、いずれも標準的な業務内容の場合の業務人・時間数であることから、個別の建築物に係る業務人・時間数の算定にあたっては、以下に記載する追加業務の例示等を参考とし、特別な検討その他個々の業務内容に応じ必要な追加業務の内容を適切に業務仕様書等において定めるとともに、これらの追加業務に係る業務人・時間数を適切に計上する必要がある。

積算要領第1章2.1(1)において、(イ)に掲げる業務は一般業務の範囲に含まれ、(ロ)及び(ハ)に例示する業務は追加業務の範囲となるものとする。

(イ) 一般業務に含まれる業務

- ・委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- ・計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に係る関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等に係る業務（申請手続及びこれに付随する詳細協議は除く。）
- ・工事費概算書の作成

(ロ) 積算要領第2章2.の算定方法による場合の追加業務となる業務の例

- ・積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- ・透視図作成等
- ・模型製作等
- ・計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に関する手続及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等は一般業務に含まれる。）
- ・各種法令・条例（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）に係る法令・条例を除く。）に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議
- ・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・リサイクル計画書の作成
- ・概略工事工程表の作成
- ・営繕事業広報ポスターの作成
- ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・建築環境総合性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- ・BIMデータ説明資料の作成
- ・木造化手法に係る検討

- ・実験設備に係る検討
- ・内部雷保護設備に係る検討
- ・構内情報通信網設備に係る検討
- ・音声誘導設備に係る検討
- ・排水処理設備に係る検討
- ・雨水・排水再利用設備に係る検討
- ・蓄熱システムに係る検討
- ・雪冷房設備に係る検討

(ハ) 積算要領第2章3.及び4.の算定方法による場合の追加業務となる業務の例  
(ロ)のほか、次に掲げる業務とする。

- ・既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）が現存しない場合における改修工事の設計に必要な設計図書の復元に係る業務
- ・耐震改修設計に係る成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作成に係る業務

積算要領第1章2. 1（2）において、次に例示する業務は耐震診断追加業務の範囲となるものとする。

- ・既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務
- ・非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務
- ・実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行う調査に係る業務
- ・木造の建築物における白蟻による被害に関する調査に係る業務
- ・耐震診断の結果に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- ・建築関係法令への適合性の確認に係る業務（耐震診断一般業務に係る業務内容を除く。）

積算要領第1章2. 1（3）において、次に例示する業務は、追加業務の範囲となるものとする。

- ・完成図の確認
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・建築環境総合性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

また、追加業務については、通常的设计業務の成果物たる設計図書以外に業務成果物（○検討書、○○計画書等）を設定するなど、業務の履行に関する適切な措置をとる必要がある。

なお、いわゆる「積算業務」及び「完成図の確認」業務等については、営繕工事に係る

設計業務等において通常必要な追加業務であることから、積算要領第2章2.3(1)、3.3及び6.4において標準的な業務人・時間数の算定方法を示しているものである。

2. 「第2章 業務人・時間数の算定方法」関係

2.2、6.2 一般業務に係る業務人・時間数の算定における建築物の類型（告示別添二による建築物の類型と官庁施設の関係）

積算要領第2章2.2及び6.2において引用する令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示8号」という。）別添二に掲げられている建築物の類型と、個別の官庁施設の類型との対応関係については、表1に示す例示を参考に、当該官庁施設の用途等に応じて適切に判断することが必要である。なお、表1は国土交通省においてその整備を担当することがある典型的な施設類型の例であり、施設名称や所管する機関の別のみをもって判断すべきものではないことに留意する必要がある。

また、複数の類型、用途に属する部分を有する施設については、設計と条件との関係等を適切に考慮して分類及び業務人・時間数の算定について判断する必要がある。

(表1)建築物の用途等と官庁施設の対応

建築物の類型	建築物の用途等			
	第1類（標準的なもの）		第2類（複雑な設計等を必要とするもの）	
	第1類に係る告示の例示	第1類に属する官庁施設	第2類に係る告示の例示	第2類に属する官庁施設
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等		立体倉庫、物流ターミナル等	防災・除雪・道路管理ステーション等
二号	組立工場等	艇庫、厩舎・畜舎等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等	機動隊給油施設
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等		屋内プール、スタジアム等	屋内プール等
第四号	事務所等	詰所	銀行、本社ビル、庁舎等	事務庁舎、データセンター等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット		百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等	展示施設(資料館)等
第六号	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	宿舎、寮		
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等			
第八号	大学、専門学校等	職業訓練校、海員学校、訓練所等	大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等	研究所、検査所、検疫所、観測所、測候所、監視所、検潮所、射撃場等
第九号	ホテル、旅館等		ホテル（宴会場等を	保養所等

			有するもの)、保守所等	
第十号	病院、診療所等		総合病院等	病院
第十一	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	療養所、リハビリテーションセンター、障がい者支援施設、労災特別介護施設、社会保険介護老人保健施設等		
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	会議場、会館、障害者交流センター	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等	研修所、美術館、博物館等

## 2. 2 適用規模の範囲外となる場合の一般業務に係る業務人・時間数

床面積の合計が積算要領別表1-1における適用規模の範囲外となる建築物の設計等に係る業務人・時間数は、建築物の類型に応じて、積算要領別表1-1の係数を用いて、積算要領第2章2.2(1)及び6.2(1)の算定式により算定することができるものとする。ただし、この場合において、業務分野ごとに、算定対象の建築物と同一の類型における第1類と第2類それぞれの業務人・時間数を算定し、第1類による場合の算定値が第2類による場合の算定値を上回る場合は、表2に掲げる類の算定値を採用する(第2類が存在しない第六号、第七号及び第十一号を除く。)

(表2) 第1類と第2類の算定値が逆転する場合に採用する算定値

建築物の類型	床面積の合計が適用規模の最小値を下回る場合	床面積の合計が適用規模の最大値を上回る場合
第一号、第三号、第四号、第五号、第九号及び第十号	第1類	第2類

## 2. 3(1) 追加業務(積算業務)の業務人・時間数

積算要領では工事費の積算業務について、①積算数量算出書の作成、②単価作成資料の作成、③見積収集及び④見積検討資料の作成の業務を併せて委託する場合の業務人・時間数を示している。①から④のうち一部の業務を分割して委託する場合は、表3の細分率を参考とすることができる。なお、工事費内訳書の作成については、①から④に該当しない。

(表3) 積算業務に係る業務細分率

積算業務項目	積算業務に係る業務細分率
積算数量算出書の作成	0.51
単価作成資料の作成	0.18
見積収集	0.19
見積検討資料の作成	0.12

### 3. 2 改修工事の設計業務に係る業務人・時間数

改修工事の設計業務に係る業務人・時間数の算定においては、次に掲げる点に留意する。

- (1) 計画通知又は建築確認申請が必要な場合は、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」に係る業務人・時間数を別途適切に計上する必要がある。
- (2) 改修工事の設計の業務内容は個別性が高いため、複雑度を図面毎に設定するほか、一般業務に含まれない業務は追加業務として計上するなどにより業務人・時間数を適切に計上することとしているが、その上でも平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる業務である場合に、実情に応じて業務人・時間数を補正できるものとしている。複雑度に係る係数による補正を行うに当たっては、この趣旨を十分に理解のうえ0.1から2.0の範囲を目安に設定する。
- (3) 図面1枚毎の業務人・時間数の算定式は、実施設計図面を作成するうえで参考となる既存図面を発注者が貸与する場合を基本としている。このため、既存図面をCADデータ等の編集可能なデータ形式により提供（紙、PDF形式の電子データ等をそのまま使用して作図可能である場合を含む。）し、かつ、受注者がそれを利用することにより設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合に、その低減分を考慮する必要がある。この低減のための係数である「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、0.7を標準として設定する。なお、既存図面のCADデータの提供等があったとしても、業務人・時間数が低減されないと考えられる場合（特記仕様書等の作成等）や、既存図面を紙、PDF形式の電子データ等により提供する場合（それらをそのまま使用して作図可能である場合を除く。）は、1.0を標準として設定する。また、参考となる既存図面を提供できず、受注者が実施設計図面の作成に当たり、現地の実測調査等を実施する必要がある場合は、これに係る業務人・時間数を追加業務に適切に計上する必要がある。

### 5. 2 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数

設計意図伝達業務は、実際の設計業務を実施した結果に応じて設定された「設計図書等の定め」によりその業務内容、仕様が確定する。このため、設計意図伝達業務に係る業務人・時間数の算定にあたっては、積算要領第2章5.2(1)により、設計業務の終了前に設計業務の受託者と協議した内容その他の情報をもとに適切に設定することを基本とする。なお、この場合、設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、要領別表2-2における業務細分率に応じた業務人・時間数とは必ずしも一致しないことに留意する必要がある。

### 6. 3 改修工事の工事監理業務人・時間数

改修工事の工事監理に係る業務人・時間数については、設計業務とは異なり、作業可能日・時間、作業可能エリア、音・振動などの施工条件が様々であり、またこれらの条件の多くは業務の受注者の業務体制上の工夫や努力で解消できる性質のものではないことから、仮に同等の内容の工事であっても必要な業務人・時間数は大きく異なる。このため、

積算要領においても一律に業務人・時間数を算定する方法は示しておらず、前述のような施工条件等を考慮のうえ必要業務人・時間数を算定することとしている。

実際の業務委託に係る業務人・時間数の算定は、工事の発注に際し想定された工期、施工条件をもとに、工事監理業務委託特記仕様書で示した業務内容に応じて必要な人・時間数を計上する方法などにより適切に業務人・時間数を設定する必要がある。

### 3. 「第3章 対象外業務率の考え方」関係

対象外業務率は、一般業務のうち業務委託内容に含まれない（設計業務等の受注者が実施しない）業務があり、そのことについて契約図書等において明確な定めがある場合にのみ、当該委託内容に含まれない業務に即して業務人・時間数を算定することができることとしているものである。従って、業務委託契約書、業務仕様書等において一般業務のうち契約の対象外である内容が明確に記述されていない場合又は対象業務の内容が明確に限定されていない場合は、対象外業務率を設定できないことに留意する必要がある。